

建築物エネルギー消費性能適合性判定 申請手数料改正のお知らせ

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の改正を受け、**令和7年4月1日**より、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）申請手数料を改正します。

1. 改正の概要

- ① 住宅の手数料を新設します。

< 標準計算法による場合 >

床面積		手数料の額		
		当初	変更	軽微な変更 証明書発行
一戸建ての 住宅	$A \leq 200\text{m}^2$	32,300円	16,100円	16,100円
	$200\text{m}^2 < A$	36,100円	18,000円	18,000円
共同住宅 等	$A \leq 300\text{m}^2$	65,200円	32,600円	32,600円
	$300\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	108,000円	54,000円	54,000円
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	185,000円	92,500円	92,500円
	$5,000\text{m}^2 < A$	266,000円	133,000円	133,000円

< 仕様・計算併用法による場合 >

床面積		手数料の額		
		当初	変更	軽微な変更 証明書発行
一戸建ての 住宅	$A \leq 200\text{m}^2$	24,000円	12,000円	12,000円
	$200\text{m}^2 < A$	26,600円	13,300円	13,300円
共同住宅 等	$A \leq 300\text{m}^2$	48,100円	24,000円	24,000円
	$300\text{m}^2 < A \leq 2,000\text{m}^2$	81,000円	40,500円	40,500円
	$2,000\text{m}^2 < A \leq 5,000\text{m}^2$	141,000円	70,500円	70,500円
	$5,000\text{m}^2 < A$	206,000円	103,000円	103,000円

※ 建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）を仕様基準により評価する場合は、建築確認申請の中で省エネ基準の審査が可能となり、省エネ適判は不要となります。

- ② 複合建築物（住宅の用途と非住宅の用途の両方をもつ建築物）の申請手数料を新設します。
手数料は住宅部分と非住宅部分のそれぞれの評価方法・面積に応じた額の合算になります。

2. 手数料額の一覧

裏面をご確認ください。

3. 新たな手数料の適用日

令和7年4月1日（火）以降に申請するもの

4. お問い合わせ

土木事務所	対象地域	電話番号
大河原土木事務所 建築班	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	0224-53-3918
仙台土木事務所 建築部 建築第一班	名取市、岩沼市、多賀城市、富谷市、亘理町、山元町、大和町、大郷町、大衡村、松島町、七ヶ浜町、利府町	022-297-4347
北部土木事務所 建築班	栗原市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町	0229-91-0737
東部土木事務所 建築班	登米市、東松島市、女川町	0225-94-8691
気仙沼土木事務所 建築班	気仙沼市、南三陸町	0226-24-2538

※ 特定行政庁である4市（仙台市・石巻市・塩竈市・大崎市）や登録省エネ判定機関に申請する際の手数料は、各市又は判定機関にご確認ください。

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

※赤字部分が改正又は新設する手数料

1. 非住宅

適用区分		手数料の額 (円)	
【標準入力法】		当初	変更
【標準入力法】	～	215,000	107,000
	300㎡超え	269,000	134,000
	1,000㎡超え	348,000	174,000
	2,000㎡超え	497,000	248,000
	5,000㎡超え	612,000	306,000
	10,000㎡超え	723,000	361,000
	25,000㎡超え	825,000	412,000
【モデル建物法、モデル建物法（小規模版）】			
【モデル建物法、モデル建物法（小規模版）】	～	82,300	41,100
	300㎡超え	104,800	52,400
	1,000㎡超え	138,000	69,000
	2,000㎡超え	223,000	111,000
	5,000㎡超え	291,000	145,000
	10,000㎡超え	350,000	175,000
	25,000㎡超え	411,000	205,000

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額

2. 住宅

適用区分		手数料の額 (円)	
【標準計算法】		当初	変更
【標準計算法】	～	32,300	16,100
	200㎡超え	36,100	18,000
	300㎡	65,200	32,600
	300㎡超え	108,000	54,000
共同住宅等	2,000㎡超え	185,000	92,500
	5,000㎡超え	266,000	133,000
【仕様・計算併用法】			
【仕様・計算併用法】	～	24,000	12,000
	200㎡超え	26,600	13,300
共同住宅等	300㎡	48,100	24,000
	300㎡超え	81,000	40,500
	2,000㎡超え	141,000	70,500
	5,000㎡超え	206,000	103,000

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ただし書に定める場合は標準計算法と同額

3. 複合建築物・・・（1）非住宅部分と（2）住宅部分の合算とする （1）非住宅部分

適用区分		手数料の額 (円)	
【標準入力法】		当初	変更
【標準入力法】	～	215,000	107,000
	300㎡超え	269,000	134,000
	1,000㎡超え	348,000	174,000
	2,000㎡超え	497,000	248,000
	5,000㎡超え	612,000	306,000
	10,000㎡超え	723,000	361,000
	25,000㎡超え	825,000	412,000
【モデル建物法、モデル建物法（小規模版）】			
【モデル建物法、モデル建物法（小規模版）】	～	82,300	41,100
	300㎡超え	104,800	52,400
	1,000㎡超え	138,000	69,000
	2,000㎡超え	223,000	111,000
	5,000㎡超え	291,000	145,000
	10,000㎡超え	350,000	175,000
	25,000㎡超え	411,000	205,000

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ただし書に定める場合は標準入力法と同額

（2）住宅部分

適用区分		手数料の額 (円)	
【標準計算法】		当初	変更
【標準計算法】	～	32,300	16,100
	200㎡超え	36,100	18,000
	300㎡	65,200	32,600
	300㎡超え	108,000	54,000
共同住宅等	2,000㎡超え	185,000	92,500
	5,000㎡超え	266,000	133,000
【仕様・計算併用法】			
【仕様・計算併用法】	～	24,000	12,000
	200㎡超え	26,600	13,300
共同住宅等	300㎡	48,100	24,000
	300㎡超え	81,000	40,500
	2,000㎡超え	141,000	70,500
	5,000㎡超え	206,000	103,000
【仕様基準】			
【仕様基準】	～	16,400	8,200
	200㎡超え	17,700	8,800
共同住宅等	300㎡	31,000	15,500
	300㎡超え	53,800	26,900
	2,000㎡超え	97,500	48,700
	5,000㎡超え	147,000	73,500

※建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ただし書に定める場合は標準計算法と同額